

認証の詳細

<ベビーカー(EN型:プッシュチェアとプラム)>

— 目次 —

1. 工場登録・型式確認によるSGマーク表示の場合

表1 : 製造設備基準

表2 : 検査設備基準

表3 : 型式区分(ロット認証と共通)

表4 : 型式確認申請手数料

表5 : 型式確認試験の委託検査機関

表6 : 型式確認試験の有効期限

表7 : 工場登録・型式確認のSGマーク表示方法

表8 : 工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

表9 : SGマーク被害者救済制度の有効期限(ロット認証と共通)

2. ロット認証によるSGマーク表示の場合

表10 : ロット認証の委託検査機関

表11 : ロット認証の申請手数料

表12 : ロット認証のSGマーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 : 製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製 造 設 備	技 術 上 の 基 準
1. プレス加工設備	1. 適切にプレスができること。
2. 穴あけ加工設備	2. 適切に穴があけられること。
3. 曲げ加工設備	3. 適切に曲げができること。
4. 縫製加工設備	4. 適切に縫製ができること。
5. 組立設備	5. 適切に組立ができること。
<p>ただし、プレス加工設備、穴あけ加工設備、曲げ加工設備及び縫製設備により製造される部品の製造技術の状況により製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該設備の一部又は全部を備えることを要しない。</p>	

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. シートユニット測定設備	1. EN ベビーカーの 8.1.1.1.3 シートユニットに規定する確認検査を行える設備を備えていること。
2 プラム本体の最低内寸高さ測定設備	2. EN ベビーカーの 8.1.2 プラム本体の最低内寸高さに規定する確認検査を行える設備を備えていること。(ただしプラム形に限る)
3 拘束システムと留め具の試験設備	3. EN ベビーカーの 8.1.3 拘束システムと留め具に規定する確認検査を行える設備を備えていること。
4. 挟みこみの危険性の試験設備	4. EN ベビーカーの 8.2 挟みこみの危険性に規定する確認検査を行える設備を備えていること。
5. 可動部品による危険性の試験設備	5. EN ベビーカーの 8.3 可動部品による危険性に規定する確認検査を行える設備を備えていること。
6. ロック機構の確認設備	6. EN ベビーカーの 8.3.5 ロック機構に規定する確認検査を行える設備を備えていること。
7. ハンドルの動きの試験設備	7. EN ベビーカーの 8.3.5.3 ハンドルの動きに規定する確認検査を行える設備を備えていること。
8. 絡まりの危険の確認設備	8. EN ベビーカーの 8.4 絡まりの危険性に規定する確認検査を行える設備を備えていること。
9. 窒息と誤飲の危険性試験設備	9. EN ベビーカーの 8.5 窒息と誤飲の危険性に規定する確認検査を行える設備を備えていること。

<p>10. 窒息の危険性試験設備</p> <p>11. 危険なエッジや突起物確認設備</p> <p>12. パーキング及びブレーキ装置試験設備</p> <p>13. 安定性試験設備</p> <p>14. 不規則表面試験設備</p> <p>15. 動的強度試験設備</p> <p>16. 車輪の強度試験設備</p> <p>17. ハンドル強度試験設備</p> <p>ただし、シートユニット測定試験設備、拘束システムと留め具の試験設備、ハンドルの動きの試験設備、窒息の危険性設備、パーキング及びブレーキ装置試験設備、安定性試験設備、不規則表面試験設備、動的強度試験設備、車輪の強度試験設備、ハンドルの強度試験設備の技術の状況により試験することが適切であると製品安全協会が認める者に定期的に当該試験を行わせている者であって、製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。</p>	<p>10. EN ベビーカーの 8.6 窒息の危険性に規定する確認検査を行える設備を備えていること。</p> <p>11. EN ベビーカーの 8.7 危険なエッジや突起物に規定する確認検査を行える設備を備えていること。</p> <p>12. EN ベビーカーの 8.8 パーキング及びブレーキ装置に規定する確認検査を行える設備を備えていること。</p> <p>13. EN ベビーカーの 8.9 安定性に規定する確認検査を行える設備を備えていること。</p> <p>14. EN ベビーカーの 8.10.3 不規則表面試験に規定する確認検査を行える設備を備えていること。</p> <p>15. EN ベビーカーの 8.10.4 動的強度試験に規定する確認検査を行える設備を備えていること。</p> <p>16. EN ベビーカーの 8.10.5 車輪の強度に規定する確認検査を行える設備を備えていること。</p> <p>17. EN ベビーカーの 8.10.6 ハンドル強度に規定する確認検査を行える設備を備えていること。</p>
---	---

<p>また、該当する検査設備を要しない製品のみを製造する場合は、その検査設備を備えることを要しない。</p>	
--	--

表 3 : 型式区分 (ロット認証と共通)

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
形式	(1) 専用形 プラム (2) 専用形 プッシュチェア (3) 兼用型 (プラム+プッシュチェア) (4) その他 (二人乗りなど)
適用体重	(1) 15kg 以下のもの (2) 15kg を超えるもの

表 4：型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先															
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請手数料 11,000 円/型式（税抜 10,000 円/型式） ※外国からの送金は税抜の手数料です。 ・ 材料試験（食品衛生法 370 号）・（ホルムアルデヒド試験）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。 	三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団 法人製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT															
委託検査機関	<p>◆テュフズードジャパン株式会社 コンシューマプロダクトサービス事業本部 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-31-11 住友不動産新宿南口ビル 12F 直通 080-3003-3938</p> <table border="1" data-bbox="341 1249 1142 1787"> <thead> <tr> <th></th> <th>(1) 15kg 以下のもの</th> <th>(2) 15kg を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 専用形 プラム</td> <td>240,000 円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>(2) 専用形 プッシュチェア</td> <td>240,000 円</td> <td>345,000 円</td> </tr> <tr> <td>(3) 兼用型(プラム + プッシュチェア)</td> <td>300,000 円</td> <td>405,000 円</td> </tr> <tr> <td>(4) その他 (二人乗りなど)</td> <td>275,000 円 より。 仕様により異なる。</td> <td>400,000 円 より。 仕様により異なる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(金額は税抜きです。)</p>		(1) 15kg 以下のもの	(2) 15kg を超えるもの	(1) 専用形 プラム	240,000 円	-	(2) 専用形 プッシュチェア	240,000 円	345,000 円	(3) 兼用型(プラム + プッシュチェア)	300,000 円	405,000 円	(4) その他 (二人乗りなど)	275,000 円 より。 仕様により異なる。	400,000 円 より。 仕様により異なる。	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
	(1) 15kg 以下のもの	(2) 15kg を超えるもの															
(1) 専用形 プラム	240,000 円	-															
(2) 専用形 プッシュチェア	240,000 円	345,000 円															
(3) 兼用型(プラム + プッシュチェア)	300,000 円	405,000 円															
(4) その他 (二人乗りなど)	275,000 円 より。 仕様により異なる。	400,000 円 より。 仕様により異なる。															

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	<p>◆テュフズードジャパン株式会社 <コンシューマプロダクトサービス事業本部> 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-31-11 住友不動産新宿南口ビル 12F TEL : 080-3003-3938 E-mail : cps_sales@tuv sud.com</p> <p><試験試料の送付先> TÜV SÜD Certification and Testing (China) Co., Ltd. Shanghai Branch No. 1999 Du Hui Road, Minhang District, Shanghai, 201108, P.R. China</p>	<p>1 個/型式 試料を送付する際は、 メモ添付等分かるよう にしてください。 試料は梱包(パッケージ) と共にお送りくださ さい。</p>

表 6 : 型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

認証日より 3 年間

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
協会支給ラベル 方式	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。 台紙の寸法は 37mm×37mm です。 交付単位は 50 枚です。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SG マーク 表示数量申請」を行い、表 8 に示す手数料額を振り込んでください。 申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する 場所に SG ラベルを送付します。</p>

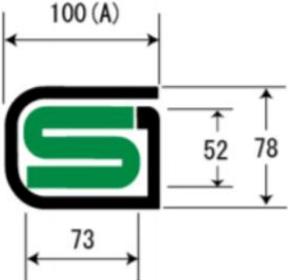
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>図2に示す SG マークを製品本体の見やすい位置に印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p>  <p>図2 自社表示</p> <p>寸法：Aを100としたときの比率で表しておりAは20mm以上です。 色彩：二色又は単色とする。 ※図2に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。 指定の方法により製品に SG マークを表示し、原則1ヶ月毎に表示実績を報告してください。 このとき同時に表8の手数料を振り込んでください。 手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行い、表示の対象となる製品を特定できるシリアル番号等も付してください。</p>
---	---

表8：工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料

SG マーク（SG ラベル）の代金（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<p>33 円/個（税抜 30 円/個）</p> <p>※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別途送料が必要です。</p> <p>※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料です。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行 東京公務部支店 普通口座 300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUJF Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT</p>

表9：SG マーク被害者救済制度の有効期限

SG マーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より4年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	◆テュフズードジャパン株式会社 <コンシューマプロダクトサービス事業本部> 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-31-11 住友不動産新宿南口ビル 12F TEL : 080-3003-3938 E-mail : cps_sales@tuvsud.com
------	--

表 11：ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先
テュフズ ードジャ パン株式 会社	(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ）	
		(1) 15kg 以下 のもの (2) 15kg を超えるもの
	(1) 専用形 プラム	240,000 円 -
	(2) 専用形 プッシュチ ェア	240,000 円 345,000 円
	(3) 兼用型（プラム＋プ ッシュチェア）	300,000 円 405,000 円
	(4) その他（二人乗りな ど）	275,000 円 400,000 円 より。より。 仕様により異なる。仕様により異なる。
	（金額は税抜きです。）	
	※材料試験（食品衛生法 370 号）・（ホルムアルデヒド試験）に 関する費用は含まれておりません。	
	申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。	
	※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を 免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。	
(2) 同等性検査（①＋②＋③）		
① 33 円/個（税抜 30 円/個）		
② ロットの大きさ毎の額		
抜 取 り 検 査 表	ロットを形成する個数	検査料
	160以下	80,000円
	161以上 650以下	80,000円
	651以上 1,600以下	80,000円
	1,601以上 4,000以下	80,000円
	4,001以上 6,500以下	80,000円
6,501以上 10,000以下	80,000円	
（金額は税抜きです。）		
③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく 額）		

委託検査機関が
案内する方法に
よりお支払いく
ださい。

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。

また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>協会支給ラベル方式</p>	<p>図 1 に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。台紙の寸法は 37mm×37mm です。</p> <div data-bbox="703 591 991 875" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図 1 協会支給 SG ラベル</p> <p>協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付してください。</p>
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>製品本体の見やすい位置に図 2 に示す SG マークを印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div data-bbox="695 1196 1011 1503" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図 2 自社表示</p> <p>寸法：A を 100 としたときの比率で表しており A は 20mm 以上です。 色彩：二色又は単色とする。 ※図 2 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>申請ごとに表 8 の手数料をお支払いください。 手続はオンライン申請システムから行き、表示の対象となる製品を特定できるシリアル番号等も付してください。</p>

【作成・改正履歴】
2025/6/1：新規作成